

問7. 既に確定した判決や直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けている額が、第五次追補で示された賠償額より高額の場合、賠償金を返還する必要があるのか。

(答)

中間指針第五次追補で示された損害額の目安より高額の賠償の支払を受けていたとしても、賠償金の返還の必要はありません。